

令和6年度沖縄地方最低賃金審議会  
第4回沖縄県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月2日(金) 15:05~17:50
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
  - 公益代表委員 2名(上江洲純子、西村オリエ 敬称略)
  - 労働者代表委員 3名(石川修治、知花優、照喜名朝和 敬称略)
  - 使用者代表委員 3名(佐久本和代、田端一雄、津波古透 敬称略)
  - 事務局 4名(岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、嘉数賃金指導官)
- 4 議題
  - (1) 改正額の提示(労働者側及び使用者側)
  - (2) 改正額の調整(労働者側及び使用者側)
  - (3) その他
- 5 配付資料 - 1
  - (1) 改正額の提示(労働者側)
  - (2) 改正額の提示(使用者側)
- 6 配付資料 2(参考資料)
  - (1) 那覇市の消費者物価指数(令和6年6月分)「沖縄県企画部統計課」
  - (2) おきぎん経済研究所 おきぎん県内景況・確報(2024年6月分)
  - (3) りゅうぎん経済研究所 県内の景気動向 概況(2024年6月)

## 第4回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

### 崎原賃金室長

皆様こんにちは。お時間過ぎておりますけれども、これより令和6年度沖縄地方最低賃金審議会第4回沖縄県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、駐車場のほうが止められないという状況がありましたので、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。申し訳ございません。来週から一応整備が整いまして、今25台しか止められないところが75台ぐらいに増えるということなので、今日のようなことはないかと思われます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の専門部会の各委員の出欠の状況でございます。公益委員が2名、労働者側委員が3名、使用者側委員が3名でございます。

最低賃金審議会令第6条第1項により、専門部会の委員の定数は9名でありますので、本専門部会は最低賃金審議会令第5条第2項の定足数、全体の3分の2以上を満たしていることをご報告いたします。

なお、公益の島袋委員は欠席でございます。

では、これからの議事進行につきまして、上江洲部会長代理にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 上江洲部会長代理

皆様、こんにちは。

ちょっと駐車場で苦勞されたことと思います。

それでは、第4回の沖縄県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本日の議事録署名人ですけれども、労働者側委員は知花委員、使用者側委員は佐久本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、議事に入る前に、事務局より説明があればお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

### 崎原賃金室長

お配りしている資料なんですけれども、参考資料一覧として3種類のデータのほうをつけてあります。

先日、31日に第1回の本審で石川委員のほうからご指摘のありました那覇市の消費者物価指数の令和6年の6月分を添付しております。それから、おきぎん経済研究所とりゅうぎん経済研究所の6月分のデータが更新されておりましたので、それをつけております。

次の本審のときにもほかの委員の先生にも提供したいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

## 上江洲部会長代理

ありがとうございます。

それでは、次第1の「改正額の提示」に入らせていただきたいと思います。

短い時間の中で、労使それぞれから提出についてご対応いただきありがとうございました。提出されました資料がありますので、先に労働者側のほうから改正額とご意見をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

## 石川委員

それでは、石川のほうから額の提示をさせていただきます。

資料をめくっていただいて、1ページからになりますが、すみません、少し長文にはなりますが、重要なことありますので、文章を読み上げて提案をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いたします。

令和6年度沖縄地方最低賃金労働者側の額の提示について。

時間額現行896円を改定し、963円（引上げ額67円）とすることを提示いたします。

最初の部分からですが、まず温暖な気候に青い海、独特の芸能文化や食文化を持ち、沖縄県民、地元の人たちは誇りを持って暮らしている国内有数の観光地という地位を確立しているかと思えます。今後も首里城の再建や北部地域にテーマパークの開業を控えるなど、ますます観光業を中心に発展していくことが予想されております。しかしながら、私たちが住む沖縄には地理的・歴史的的特性等に起因する固有の課題が多く存在していると考えております。「誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会」の実現にはこれらの課題解決が必要かと考えております。

復帰に伴い制定されました幾度かの沖縄振興開発計画によって社会資本が整備され、人口規模や経済は観光業を中心に大きく発展を遂げております。しかしながら、本土との経済格差等の課題は、復帰から50年以上経過した現在においても未だ山積をしております。

生活コストが全国的に見ても高いにもかかわらず、1人当たりの県民所得は全国の7割程度で最下位、子供の相対的貧困率は全国平均の約2.2倍、母子世帯や非正規雇用者の割合も全国と比べ最も高い水準にあるなど、沖縄が抱える課題は枚挙にいとまがありません。

最低賃金の近傍の労働者の多くが非正規という雇用形態で働くことを鑑みれば、課題解決に向けた最低賃金制度の果たすべき役割というものは一層重要性を増していると考えております。

先日、7月1日に沖縄労働局長より諮問されました「沖縄地域別最低賃金の改定決定について」では、6月に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」、骨太の方針等に配意した調査審議を求めるとのご発言がございました。

その閣議決定の中では、昨年を上回る春季労使交渉の結果を含み、賃金決定の3要素を踏まえて審議会で議論をすること、労働生産性の引上げ努力等を通じて、2030年代半ばまでに1,500円になることを目指すと示されております。また、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環実現にはまずは賃金を上げることで、その結果、消費が活発化し、企業の収益が拡大す

る。その収益を元手に企業が投資を行うことで労働生産性が向上し、それが持続的な賃上げにつながると、政府は賃上げを最も重要視している。そのような記載がございました。

これら政府方針や沖縄が置かれている現況を踏まえた上で、沖縄県においても「誰もが時給1,000円」を早期に達成し、次の目標を見据えながら、豊かさと幸せを実感できる賃金水準に引き上げることを労働側としては求めております。

我々労働者側委員は中賃で示された公益見解や目安に加えまして、県内の物価上昇、マイナスで推移する実質賃金、春季生活闘争の結果、地域間格差の是正、貧困問題、雇用情勢、募集賃金、参考人意見、さらには諸外国の賃金水準などを勘案しまして、沖縄地方最低賃金を67円引き上げ、「963円」にすることを提示いたします。

本件の労働者側の委員としての考え方につきましては、以下のとおり主張させていただきます。

まず1．政府が掲げる目標の達成について。

もう14年前になりますが、2010年の雇用戦略対話における「2020年までに全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」との政労使合意からもう既に14年が経過しております。

昨年、ようやく加重平均が1,004円に達しましたが、我々労働者側委員は、従来から加重平均の1,000円ではなくて、「誰もが時給1,000円」の早期実現と1,000円という額は通過点であるということを目指してまいりました。今年度の審議会におきましても我々労働者側委員の基本的な考え方については変わりはありません。

また、中期目標につきまして1,000円到達後の中期目標は「2030年代半ばまでに全国平均が1,500円になることを目指す」と政府は掲げております。こういった目標を踏まえつつ、1,000円達成後につきましては、連合の試算であるリビングウェイズ、参考資料にもございますが、そちらの数値であったりとか、また、一般労働者の中央値の6割水準、これを満たしてないと貧困の層に入るといような試算もございますので、そういった水準を目指しながら、段階的に取り組むことを求めてまいります。

2．最低賃金の「誰もが生活できる水準の引上げ」についてということですが、現在の沖縄県896円での最低賃金で月額換算、法定労働時間、マックス月で働けるのが173.8時間となっておりますが、それだけ働いていても15万5千円程度であり、年収換算でも186万程度にすぎず、ワーキングプアの水準とされる年収200万円を下回っております。これでは憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活はできないと考えております。

また、全国加重平均「1,004円」となっておりますが、例えば1日8時間フルタイムで月20日間働いても年収200万には届きません。また、最高額の東京の「1,113円」でも年収200万を少し上回る程度でございます。

一方、先進国、イギリスであったり、ドイツ、フランス等を見ると、最低賃金は日本の2倍近く、また、オーストラリアにおいては2倍以上とされております。こういった状況を踏まえますと、日本はさらなる引上げが必要な状況にあると考えております。私たち働く労働者の生活、雇用不安を払拭し、経済社会のステージ転換を着実に進めるためには、未来を見据えた継

続的な最低賃金の引上げが不可欠だと考えております。

また、現在の896円、沖縄県の水準につきましては、総務省の単身世帯の消費支出額月額170,281円というものを下回っております。

(2)にもありますが、OECDの基準による相対的貧困と言われる可処分所得の年間122万円と同等程度でもございます。相対的な貧困の状態に陥ると、社会で多くの人々が享受しております標準的な生活を送ることができない。また、最低賃金で計算した可処分所得、こちらは853円の場合、0.807%という可処分所得の数字が出ておりますが、この金額を掛けると月119,638円となり、この額では貯金に回すような余裕は全くございません。

また、次のページ、(3)生活保護費よりは上回っておりますが、生活保護費については様々な扶助がございます。

また、(4)沖縄県における短時間労働者1時間当たりの所定内給与額というのは1,145円、産業計、男女と両方の額が1,145円となっておりますが、全国1,657円と比べてかなりの差が開いて、格差がございます。また、沖縄のこの金額というのは九州のCランク各県の中では中位ぐらいに位置する金額となっております。

また、パートタイムの労働者1求人当たりの募集賃金につきましては、沖縄では既に平均が1,125円、下限額は1,070円となっておりますので、九州地区内では大都市福岡に次ぐ高い水準で今募集が行われている状況でございます。

(6)連合のリビングウェイジ2023簡易改定版につきまして、これは連合が行った生活を営むのに必要な賃金水準を連合独自が算出した結果にはなりますが、沖縄県で単身者の最低生計費は時間額1,080円必要だ。また、自動車を保有している場合は1,388円と算出されております。今の沖縄の896円と比べるとかなり開きがあることが分かるかと思えます。後ほど添付でリビングウェイジの表をつけておりますので、そちらもぜひご確認をいただきたいと思えます。

### 3. 最低賃金の引上げの必要性について。

地域間の賃金格差が人材の流出や経済の一極集中の一因になっていることを踏まえ、額差縮小に向けて取り組むことが重要であると考えます。昨年度、我々沖縄県を含めて目安を上回る引上げが最低ランクのCランク、さらには次のBランクに属する多くの県で行われました。これは人材確保に対する地方の危機感の表れだと考えております。今年度の審議会におきましても私たち沖縄を含むCランクの引上げは全国との額差縮小や日本の賃金水準底上げのために絶対必要不可欠であると考えております。

子供の貧困率やワーキングプア率が全国と比較しても高い沖縄県において、所得の低さと生活コストの高さ、こちらが反比例をしております。低い所得に見合わない生活コスト高は貧困の負の連鎖をさらに引き起こしておると考えております。

また、昨年引き続き物価上昇が多くの労働者の生活に影響を及ぼしております。基礎的支出項目の伸びは顕著であり、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇は、とりわけ最低賃金近傍で働く人々の生活を圧迫しております。生活水準の維持・向上の観点から消費者物価指数等の上昇を考慮した引上げが必要であると考えております。また、九州Cランク各県においては、沖縄県は最も消費者物価指数(対前年同月比)の上昇率が高いことも考慮

する必要があります。

#### (4) 春季生活闘争の結果について。

では2024春闘の結果を記載しております。2024の春闘で私たちは労働組合は「人への投資」を起点とした経済の好循環と、未来につながる賃上げを積極的に求め、中小企業を含めて経営側の方々も総じてこれに応えていただき、過去最高の5%を超える水準となりました。また、有期・短時間・契約等の労働者につきましても同様に加重平均で額にして62.70円、率にして5.74%という高水準での結果を残しております。これらの結果というのは労使の真摯な交渉の中で作り上げたもので、この社会全体の賃上げの流れを最低賃金近傍の労働者を含めた多くの働く者の底上げ・底支えのために一日でも早く社会の隅々に波及させることが必要だと考えております。そのためにも新たな最低賃金の発効日につきましては10月の上旬にこだわりたいと思っております。

また、少し振り返ると、で2023の春季生活闘争の結果についても記載がありますが、全国加重平均の10,560円、率にして3.58%、沖縄では8,024円、3.66%という連合沖縄の集計がございます。また、有期・短時間・契約の方々是全国で52.78円、5.01%と2023年時点で過去最高という高い水準での妥結結果となりました。しかしながら、2023年の県内の実質賃金に目を向けると、前年比マイナス5.5%となっております、この先ほど言った3.66%、そういった賃上げ率をもってしても物価上昇に賃金上昇が追いついていないのが現状でございます。

また、地域別最低賃金につきましては、集团的労使関係のない職場を含めた社会全体の賃上げを支えるマクロの視点でも重要な役割を果たしております。こういった重要性を改めて認識した上で、目安及び沖縄県の現況を十分に参酌した引上げと早期発効に向けた取組が重要であると考えております。

また、中小企業・小規模事業者の方々が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要については、これは労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」を実現するためにも、生産性向上や労務費を含めた価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資確保につながる諸施策の実施や、最低賃金改定期には公契約の金額見直しを図るよう、労使一体となり関係機関等への働きかけを行う。また、消費者の立場としても価格転嫁に対し理解を示すとともに、物価の安定的な上昇とそれを上回る賃上げを求めてまいります。

4. に参考人意見聴取の感想、今回の労福協の方から参考人意見聴取をしていただきましたが、沖縄県内において、社会問題となっております子供の貧困を引き起こす主な要因というのは、やはり親の貧困という問題でございます。子供の貧困の背景には、親の低賃金や沖縄県内における非正規労働者の多さ、長時間労働、労働環境の課題等が挙げられます。これらの課題を解決し、貧困の連鎖を断ち切るためには、まずはフルタイムで働けば普通の生活ができる賃金水準が必要である。また、事情により十分に働けない方々には公助・扶助・共助による支援が必要であると考えております。

最後、まとめになりますが、重要性を増す法定最低賃金（地域別最低賃金並びに特定（産業別）最低賃金）につきまして、企業規模間、雇用形態間、男女間、地域間格差等、あらゆる格差が広がっている現代社会、また沖縄県におきまして法定最低賃金は、最低賃金近傍で働く労

働者の集団的労使関係を持たない労働者の労働条件というものの改善に直結しておりまして、その重要性は増していると考えております。

雇用形態の違い、障害の有無、国籍の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されません。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも最低限度の生活ができる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準に引き上げるべきだと考えております。社会の不安定化に歯止めをかけ、働くことを軸とする安心社会、また、沖縄県の掲げる「誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会」を実現するために、ぜひ最低賃金の引上げにご理解をいただきたいと思っております。

労働者側からの意見提示は以上となります。

#### **上江洲部会長代理**

ありがとうございます。

この点につきまして、知花委員のほうからはございますか。  
大丈夫ですか。

(特になし)

#### **上江洲部会長代理**

分かりました。

それでは、続きまして、使用者側のほうから改正額の提示とご意見をお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

#### **田端委員**

使用者側委員の額の提示について、私、田端から説明をさせていただきます。

これに関しては資料2の7ページです。ご覧いただければと思います。

使用者側委員の額の提示ですが、4点だけかいつまんで説明をさせていただきます。

まず、1の額の提示なんですけれども、最初の段落は県経済が新型コロナウイルス感染症の5類への移行などもあって、大きく改善してきていると、まず1段落目に書いています。

その次のところで、経営者にとっては企業物価の上昇、人手不足対策、さらにはゼロゼロ融資の返済などの不安材料が昨年と変わらない状況となっているということでもあります。

また以降ですが、賃上げをするためにも生産性の向上あるいは価格転嫁をする必要があるんですけれども、その状況を書いております。

まず、非製造業や中小企業。製造業についてはある程度価格転嫁は進んでいるんですけれども、いわゆるB to Bじゃなくて、B to Cの非製造業部分は価格転嫁の割合が低くなります。また、中小企業についても価格転嫁がなかなか難しいと。具体的には原材料価格等の全部を価格転嫁できず、また、価格転嫁までの期間が長期化する。それから、取引の影響を懸念し、申入れができず、価格転嫁を実施していない企業があるなど、価格転嫁が容易でないという実態が

明らかとなっています。

それから、なお以降ですけれども、色々賃上げを進めてはいるところなんですけれども、いわゆる「防衛的賃上げ」を行う企業、業績が改善してないにもかかわらず賃上げを行っている企業が6割。賃上げの対応が二極化の傾向が見られているという、このような経営環境にあることを十分考慮する必要があるというふうに思っています。

以上のような状況を踏まえて、令和6年の沖縄県の最低賃金は、後ほど具体的に述べますが、賃金改定状況調査第4表のCランクの伸び率であります2.7%を掛けて、25円を引き上げ、921円とすることを提示するものであります。

その理由ですが、まず(1)最低賃金審議に当たって留意すべき事項、これは従来ずっと言っていることですが、最低賃金法9条2項で定める最賃決定の三要素、生計費、賃金、通常の事業の支払い能力、これを考慮して行うことが基本であると。

それから、昨年来書いてますが、実質賃金が低下しているという現状においては、これは中賃の報告にもありましたけれども、生計維持について配慮すべきことというのはもちろんであるというふうに認識をしております。ただ、賃上げの原資の確保のために先ほど述べた価格転嫁が容易でない実態がある中で、「通常の事業の賃金支払い能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であるというふうに思います。これも中賃の使用者側の意見の中でも出てきたものです。

また、使用者側としては、各種統計に基づく調査審議を行うべきであり、特に最賃決定の三要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の第4表を重視する。それから、その中で表れている4表の から までありますが、 、 はいいんですが、 はデータとしては適当ではないというふうに思っています。客観的なデータとして4表の を用いることが適当であるというふうに考えています。

2枚目ですが、さらにと書いてありますけれども、今回、前回の審議会の際に最賃の基礎調査結果が労働局から配られましたけれども、そのデータから数字を拾ってみました。今回目安額が50円引上げというふうになっていますけれども、仮に50円引き上げた場合の影響率を表で表しております。全業種で言いますと、去年は16.2%でしたが、今年は全業種、一番下の欄、18.7%ということで、さらに高くなっていると。業種ごとに見ると、一番上の洗濯・理容・浴場業が42.4、去年は31%でしたが、これが42.4まで上がっていると。特に注目してほしいのは食料品製造業37.9%で、1人から9人の規模で見ますと82.1%ということで、もう相当高い影響率となっているということでもあります。

こういったデータも参考にしながら、最賃への影響を慎重かつ十分に検討する必要があるというふうに考えております。

(2)ですが、最賃引上げの考え方です。

賃金改定状況調査結果の第4表の2.7%を乗じて出して896円に2.7を掛けて、24.19。端数はちょっと切り上げて25円と、これを提示するということになります。

25円を提示した上で、発効日についても申し上げておきたいと思っております。

去年は結果的に発効日が自動発効ということで、10月8日でありましたが、今回事業場視察、

それから第3回、前回の専門部会の使用者側の参考人から、それぞれ最賃改定の発効日については年度始めの4月にしてほしいという要望が今年も、これは昨年もそうですけれども、今年もあったところです。現行の答申日から自動発効した場合には約8週間程度、今回は10月の上旬ということで想定をしているようですけれども、賃金改定を行う企業にとってはこの以下の4点の問題を抱えているので、改める必要があるというふうに考えております。

まず1点目ですが、賃金引上げで行うことができても、賃上げに伴う人件費の増を価格へ転嫁するための準備期間としては足りない。先ほど冒頭で申し上げましたが、価格転嫁までの期間が中には1年かかる、あるいは年度を越えて4月にしか価格転嫁ができないという、こういったところが多い状況になります。ですので、転嫁されるまでの期間を十分取ること、それからまた、価格へ転嫁するまでの間は、10月に引き上げると、この当該人件費上昇分が赤字要因となることも考えられます。

それから、2点目ですが、これまで附帯決議で、もう2年、3年にわたって決議をしてみましたけれども、その中で公契約についてずっと決議をしております。ただ、今回の事業場視察の結果からは、年度中途の最賃の改定に伴う契約の改定がほとんど行われていないという状況にあります。このため、結果としては、新年度の予算措置、4月になるまで旧価格の契約を継続せざるを得ず、最賃改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となるということ踏まえる必要があるということです。これまでビルメンテナンス業ということでしたが、今回の事業場視察の中ではこども園のケータリングサービスを行っているところもそのような実態があることが分かりました。

3点目ですが、最賃改定が10月に行われましても、社会保険に加入していない非正規職員については、特に年末に集中しまして、いわゆる年収の壁、130万円の壁を踏まえた就業調整が行われ、年末の繁忙期であっても人手不足に拍車がかかり、業務に支障を来すという事態になります。今回の事業場視察の中でもそのような実態があることが分かりました。

4点目ですが、また、月の中途の最賃改定があっても、給与システムの改定の事務上の手続から、1日付、例えば10月8日といっても実質的には10月1日で改定をせざるを得ない状況になるということ踏まえると、発効日はもう月の中途ではなく、月初めの1日とすることが必要であります。例えば10月8日だったら、前に持ってくるのではなくて、逆に後ろのほうに11月1日にするという取扱いが必要になるというふうに考えております。

次のページですが、3ページで、今回の目安額が昨年が39円、今年が50円と一気に11円も上がっております。これまでコロナで厳しいときには目安が示されないときもありましたが、どんどん上がっていて、上がり幅が激しいと、これまで同様の発効日の設定がやはり大きな支障を来すことになるというふうに考えております。

政府においては2030年代半ばまでに1,500円に達することを目標としております。仮に1,500円ということになりますと、この2030年代半ばまで50円を引き上げる状態がずっと続くということになります。このような状態が続くと、特に中小企業は価格転嫁までの赤字を負担し続け、疲弊し、企業の体力を奪うことになり、これがひいては地域経済の弱体化をもたらすことを危惧するものであります。

このため、このようなことにならないよう、最賃引上げの準備期間を設けて、年度替わりの4月1日あるいは1月1日とすることを改めて求めるとともに、最賃改定の持続性のための抜本的な議論を行うことを強く求めるものであります。毎年50円というのはどこかでやっぱり破綻を来すのではないかと考えていますので、この在り方についてはしっかり議論していただければなというふうに思っております。

結論ですが、ここは読み上げますけれども、中央最低賃金審議会の答申では、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ということを昨年と同様に明記をしております。

また、この間のビデオメッセージ、中賃の藤村会長のビデオメッセージでは、「目安を上回ることもあれば下回ることもあり得る」ということの説明もあったところであります。また、「目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する」としてあります。

沖縄の経済・雇用の実態からしますと、人手不足の状況にあることから、賃金を引き上げる環境にあることは理解しております。ただ、中小企業の多い沖縄では、価格転嫁力が弱いこともありまして、過去最大の目安額となった50円、5.6%を引き上げる状況にならないというふうに考えております。

このため、最賃改定の三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果、第4表のCランクの伸び率である2.7%、25円を引き上げ、沖縄県の最低賃金を921円とすることを使用者側として提示するものであります。

使用者側の価格の提示の意見については以上でございます。

**上江洲部会長代理**

ありがとうございます。

この点について、佐久本委員と津波古委員のほうから補足はございますか。

(なし)

**上江洲部会長代理**

はい、ありがとうございます。

では、今、労働者側、使用者側それぞれから改正額の提示と、それに対する説明をしていただきましたけれども、それぞれの提示金額についてどなたか質問等、確認されたいことがあればここでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

**上江洲部会長代理**

分かりました。

それでは、次第の2としております「改正額の調整」に移らせていただきたいと思います。

労働者側委員、使用者側委員は控室のほうに移動していただきまして、個別に公益入りましてご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、一旦休会とさせていただきます。

傍聴人の皆様は、休会中は一旦退室をしていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

では、控室のほうへどうぞ。

(一旦、休会)

(事務局は傍聴者と取材者の退室を案内)

(二者協議)

(二者協議終了後、事務局は傍聴者と取材者の再入室を案内)

#### **上江洲部会長代理**

それでは、専門部会を再開させていただきます。

長時間にわたりお疲れさまでした。

調整をさせていただきましたけれども、労働者側が67円引上げ、使用者側は25円の引上げ、まだ42円という提示額には大きな乖離がありますので、来週月曜日にまた調整をさせていただきますと思います。

ここで部会を再開しましたけれども、この場での発言は議事録に残りますので、もし意見を申し述べておきたいという委員の方がいらっしゃいましたら、ここでご意見を頂戴したいと思います。労働者側は大丈夫ですか。

(労働者委員よりはいい、の声)

#### **上江洲部会長代理**

使用者側の委員も大丈夫ですか。

(使用者側委員よりはいい、の声)

#### **上江洲部会長代理**

分かりました。

では、ほかの委員、特になければ、「その他」の次第のほうに進むことになってしまうので

すけれども、よろしいですか。

(はい、の声)

#### **上江洲部会長代理**

大丈夫ですか。

分かりました。

では、次第3、「その他」となっておりますので、事務局のほうから何かあればお願いいたします。

#### **崎原賃金室長**

事務連絡になります。冒頭駐車場の件をお話ししたところでして、来週の月曜日からは整備されたところが75台ということで止められると思うんですけども、予約のほうはちょっと各所属では3台しかできないということなので、皆さん全員のものはちょっと予約はできませんので、今日みたいに待つことはないのかなと思いますけれども、念のため早めに来ていただければありがたいなと思います。申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

以上です。

#### **上江洲部会長代理**

ありがとうございます。

それでは、これで第4回専門部会を閉会とさせていただきたいと思います。

次回は、また来週早々月曜日15時からとなります。第5回専門部会を予定しておりますので、引き続きそこで額の調整を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。